

豊中市図書館育成団体市費補助金交付実施要綱

（目的）

第1条 本市における家庭及び地域文庫活動の発展を促進し、子どもの読書活動の推進を図るために、子ども文庫活動を行う団体を育成し、当該団体の行う事業に対し、予算の範囲内において、この要綱により補助金を交付する。

（補助対象団体）

第2条 この要綱による補助対象団体は、豊中子ども文庫連絡会とする。

（補助対象事業の内容）

第3条 補助金の交付対象となる事業は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 家庭及び地域文庫のリーダー養成のための相互研さん
- （2） 子どもの読書に対する市民啓発
- （3） 図書館や関係機関との協力及び連携
- （4） 前3号の事業に必要な調査及び研究

（補助対象経費）

第3条の2 補助金の対象となる経費は、次に掲げるとおりとする。

報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費及び食糧費に限る）、賃金、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費

（補助金の交付申込み）

第4条 補助金の交付を受けようとする団体は、補助金交付申込書（豊中市補助金等交付規則（以下「規則」という。）別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、豊中市教育委員会教育長に提出しなければならない。

- （1） 事業計画書（様式第1号）
- （2） 収支予算書（様式第2号）

(補助金の交付決定の通知)

第5条 豊中市教育委員会教育長は、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書(「規則」別記様式第2号)により、その内容及び交付の条件を通知するものとする。

(実績報告)

第6条 補助金の交付を受けた者は、補助事業が完了して30日以内に補助事業等実績報告書(「規則」別記様式第3号)に、次に掲げる書類を添えて豊中市教育委員会教育長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(様式第3号)
- (2) 収支決算書(様式第4号)

(関係書類の整備等)

第7条 補助金の交付を受けた者は、補助金の支出並びに関係書類を常に整備しておかなければならない。

- 2 補助金の交付を受けた者は、地方自治法第199条第7項の規程による市監査委員の監査があった場合は、速やかに対応しなければならない。

附則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から施行し、平成14年度に支給する補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度に支給する補助金から適用する。